境港市未利用公有地を活用した太陽光発電施設設置工事

公募型プロポーザル募集要項

令和４年６月

鳥取県境港市

１．プロポーザルの目的

　鳥取県境港市では、未利用公有地に太陽光発電設備を設置し、地域新電力を通じて公共施設へ電力を供給することにより、再生可能エネルギーの普及促進及びエネルギーの地産地消を図る事業を計画している。

　本事業の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により豊富な経験と高い専門知識を有する民間事業者から設計、施工及び監理について提案を募集するものである。

２．事業内容

　（１）工 事 名　境港市未利用公有地を活用した太陽光発電施設設置工事

　（２）事業期間　契約締結後、令和５年３月２４日（金）までとする。

　（３）事業概要

　　　ア　実施設計業務

　　　イ　整備工事

　　　　①　未利用公有地

　　　　　　境港市渡町1100番地33他に位置する境港市土地開発公社の未利用公有地に４２０kW以上の太陽光発電設備を設置。

　　　　②　境港市保健相談センター

　　　　　　境港市上道町3000番地に位置する境港市保健相談センターに４kW規模の太陽光発電設備と１０kWh規模の蓄電池を設置。

　　　ウ　施工監理業務

　　　エ　関係機関への申請業務及び申請書等作成支援業務

　　　オ　その他必要なもの

　（４）その他　事業の詳細については、仕様書によるものとする。

３．事業費

提案上限額　１４５，２２７，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

４．参加資格要件

（１）基本事項

本プロポーザルに参加することができる者は、単独の事業者及び特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）のいずれかとする。

（２）単独の事業所及び共同企業体の代表者に係る参加資格

　　　　参加者のうち単独の事業所及び共同企業体の代表者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

　　　ア　太陽光発電設備設置工事の施工実績に関し、発注者の官公署、民間の別を問わず、以下の要件全てに該当する者。

①　元請けとして施工し、平成２４年度以降に完成し、引き渡しを完了している者。

②　施工実績について、太陽光発電システムの出力が１工事で１０ｋW以上であるもの又は複数の工事でシステム出力の合計が２０ｋW以上（１工事のシステム出力が３ｋW以上の合計に限る）であるもの。

③　電力会社等関係機関との協議及び申請書類作成の実績を有する者。

　　　イ　工事期間中、電気工事業に係る監理技術者資格を有する技術士又は、電気工事業に係る監理技術者資格を有する１級電気工事施工管理技士を配置技術者として専任で配置できる者。

　　　ウ　境港市の令和３・４年度建設工事入札参加資格格付のうち、電気工事A級の資格を有していること。

エ　公告日より提案書等提出日までの間に、境港市建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（令和３年４月１日施行）に基づく資格停止措置を受けていないこと。

　　　オ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

　　　カ　会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。

　　　キ　境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくは、これらと密接な関係を有する者でないこと。

　　　ク　境港市における市税の滞納がないこと。

　　　ケ　その他、市長が不適格と認める者でないこと。

　（３）共同企業体の代表者以外の構成員に係る参加資格

　　　　参加者のうち共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

　　　ア　工事期間中、電気工事業に係る主任技術者資格を有する技術士又は、１級又は２級の電気工事施工管理技士を配置技術者として専任で配置できる者。

　　　イ　境港市の令和３・４年度建設工事入札参加資格格付のうち、電気工事A級又はB級の資格を有していること。

ウ　公告日より提案書等提出日までの間に、境港市建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（令和３年４月１日施行）に基づく資格停止措置を受けていないこと。

　　　エ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

　　　オ　会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。

　　　カ　境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくは、これらと密接な関係を有する者でないこと。

　　　キ　境港市における市税の滞納がないこと。

　　　ク　その他、市長が不適格と認める者でないこと。

（４）共同企業体の場合の特記事項

共同企業体を構成する全ての事業者が単独又は他の共同企業体に属して本プロポーザルに参加することはできないものとする。

５．公募開始から契約締結までのスケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 公募開始（公告日） | 令和４年６月１７日（金） |
| ２ | 質問書の提出期限 | 令和４年６月２７日（月） |
| ３ | 質問に対する回答期限 | 令和４年７月　１日（金） |
| ４ | 参加申込書の提出期限 | 令和４年７月　６日（水） |
| ５ | 参加資格確認結果通知期限 | 令和４年７月　８日（金） |
| ６ | 提案書等の提出期限 | 令和４年７月１４日（木） |
| ７ | 審査 | 令和４年７月２０日（水）予定 |
| ８ | 審査結果通知 | 令和４年７月２２日（金）予定 |
| ９ | 契約締結 | 令和４年７月２７日（水）予定 |

６．参加申込の手続き

（１）提出書類

　　ア　参加申込書

単独事業者の場合【様式１―１】

共同企業体の場合【様式１－２】※共同企業体で参加する場合

　　　イ　特定建設工事共同企業体結成届出書【様式２】※共同企業体で参加する場合

　　ウ　特定建設工事共同企業体協定書の写し【様式３】※共同企業体で参加する場合

　　エ　誓約書

単独事業者の場合【様式４―１】

共同企業体の場合【様式４－２】※共同企業体で参加する場合

　　オ　委任状【様式５】※共同企業体で参加する場合

　　カ　会社概要書【様式６】

　　キ　施工実績書【様式７】

　　　※共同企業体で参加する場合は、代表企業のみ提出すること。

　　　※業務実績を証明するもの（契約書の写し等）を添付すること。

（２）提出方法

　　　持参又は郵送、宅配便（いずれの場合も提出期限内必着とする。）

（３）提出期限

　　　令和４年７月６日（水）午後５時

（４）参加資格確認

　　　参加資格の確認結果について、令和４年７月８日（金）までに通知する。

（５）辞退届

　　　参加申込書を提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届【様式８】を提出すること。

７．質問の提出及び回答

（１）提出書類

　　　質問書【様式９】

（２）提出方法

　　　電子メール

（３）提出期限

　　　令和４年６月２７日（月）午後５時

（４）質問に対する回答方法

令和４年７月１日（金）までに、境港市公式ホームページ上で、質問者の名称等を伏せた上で、本件の趣旨から逸脱している質問事項以外の質問に回答する。

８．提案書等の提出

上記６の参加申込書等の提出後、参加資格の確認結果に合格した者のみ、提出できることとする。なお、プロポーザル参加資格の可否については、別途その旨を通知する。

　（１）提出書類及び必要部数

　　　　本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる書類を作成すること。以下のア～オの構成で一式を製本して、正本１部、副本６部を提出すること。なお、提出書類は、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）でも１部提出すること。

　　　　※副本には、「技術提案書表紙【様式10】」の添付は不要とする。

　　　　※副本は、審査に用いるため、社名、所在地等、提案者が判別できるような記述は行わないこと。

　　　ア　技術提案書表紙【様式10】

　　　イ　技術提案書【任意様式】

　　　　　技術提案書は、下記提案項目に準じて作成すること。

　　　　①計画概要

　　　　　・計画諸元

　　　　　・採用する機器及び製造業者等

　　　　②気象条件等への対応

　　　　　・降雪、積雪、強風、耐雷、降雨、排水等への対策

　　　　③経済性

　　　　　・想定発電量（年間）

　　　　　　　※発電量算定の根拠を示すこと

　　　　　・想定される設備等の維持管理費

※２０年間の総額（修繕、交換機材等を含む）

　　　　　・上記維持管理の内容

　　　　④維持管理性

　　　　　・メンテナンススペースの確保等

　　　　　・架台等の材質、防錆、強度等

　　　　　・太陽光モジュールの構造、設置高さ、勾配等

　　　　⑤品質保証

　　　　　・品質保証期間、保証内容

　　　　　・出力保証値（公称最大出力）

　　　　⑥アフターフォロー体制

　　　　　・交換部品

　　　　　・体制

　　　　⑦地元貢献

　　　　　・地元業者の活用等

　　　　⑧その他

　　　　　・仕様書以上の提案等

　　　　　（例）経済効果、事業の周知啓発、環境教育等

　　　ウ　業務実施体制図【様式11】

　　　エ　配置予定技術者の資格等【様式12】

　　　オ　提案見積書【様式13】

　（２）仕様等

　　　　提案書はA4版（必要に応じA3版の三つ折りの使用可）とする。行・文字・文字間隔・図表の使用・枠組み等の様式は自由とする。

　（３）頁数

　　　　表紙を含まず３０頁以内（A3版は２頁分とみなす）

　（４）提出方法

　　　　持参、又は郵送、宅配便（いずれの方法でも提出期限内必着とする。）

　（５）提出期限

　　　　令和４年７月１４日（木）午後５時

　（６）特記事項

　　　　提出後の技術提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

９．選定方法

　　選定方法については、境港市未利用公有地を活用した太陽光発電施設設置工事に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が定める審査項目により審査し、評価の順位を決定する。なお、審査委員会は非公開とする。

参加者が１者であった場合でも審査を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、優先交渉権者として選定する。

（１）審査（プレゼンテーション）

　　ア　技術提案書の内容を具体的に説明することを主とし、必要に応じて補足説明を行う。

　　イ　プレゼンテーションは、１者あたり３０分以内とする（質疑、準備、片づけを含む。）。

　　ウ　プレゼンテーションの出席者は、３人以内とする。

　　エ　審査の詳細は、別途文書で通知する。

　　※机、いす、電源、スクリーンは、境港市で準備するが、これ以外のものについては、参加者の負担において準備すること。

（２）審査結果の通知

　　　審査結果は、令和４年７月２２日（金）までに、参加者全員に通知する。

（３）審査基準

　　審査委員会による評価の配点は、次による。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
| 1 | 実績 | 施工実績 | ５ |
| 2 | 適格性 | 業務体制 | ５ |
| 3 | 気象条件対応 | 降雪、積雪、強風対策  耐雷対策  降雨、排水対策 | １５ |
| 4 | 経済性 | 想定発電量（年間）  想定維持管理費  維持管理の内容 | １０ |
| 5 | 維持管理性 | メンテナンススペースの確保等  架台等の耐久性  太陽光モジュールの構造等 | １５ |
| 6 | 品質保証 | 品質保証期間  出力保証値（公称最大出力） | １０ |
| 7 | アフターフォロー体制 | 交換部品  体制 | １０ |
| ８ | 地元貢献 | 地元業者の活用等 | ５ |
| ９ | 創意工夫 | 仕様書以上の提案 | ５ |
| 10 | 提案金額 | 提案金額 | ２０ |

10．契約の締結

優先交渉権者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。契約手続きに係る詳細については、境港市契約規則に従い取り扱うものとする。

なお、本事業は、経済産業省の「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」の採択を得ている事業であり、同省の補助金交付決定を事業実施（契約締結）の条件とする。

11．失格

　　次に掲げるもののうち、いずれかに該当した場合には、失格とする。

　　ア　提出書類に虚偽の記載があった場合

　　イ　提案上限額を超えている場合

　　ウ　参加資格要件を満たさなくなった場合

　　エ　審査の公平性を害する行為があったと境港市が認める場合

12．その他留意事項

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）本プロポーザルに参加する一切の経費については参加者負担とする。

（３）境港市が提供する資料等は、本プロポーザルへの参加に係る目的以外に使用できずまた、本プロポーザル参加者は参加にあたって知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

（４）提出された提案書等については、本プロポーザルの目的以外に提出者に無断で使用しない。

（５）提出された書類等は返還しない。

（６）審査結果に対しての異議申し立ては、一切受け付けない。

13．問い合わせ及び書類提出先

　　境港市市民生活部環境衛生課（担当：足立、村上）

　　住所　〒684-0041　鳥取県境港市中野町2080番地

　　電話：0859-42-3803　　FAX：0859-44-0960

　　E-mail：kankyo@city.sakaiminato.lg.jp

　　※FAXまたは電子メールで送信した場合は、電話で受信確認を行うこと。